○農林水産省告示第二千四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県山梨市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、山梨市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百七十号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第七十条第二項において準用する同法第六十九条第一項の規定に基づき、次の者の同法第五十一条第三項、第五十二条第三項及び第五十五条第四項の登録の更新をしたので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百十三条において準用する同規則第百七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年八月二十八日

経済産業大臣　宮沢　洋一

名称	主たる事務所の所在地	審査の区分	審査業務開始日
ロイド・レジスター・ジャパン有限会社	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目三番一号クイーンズタワーA	一　使用前安全管理審査 二　溶接安全管理審査 三　定期安全管理審査	平成二十七年八月二十九日

○経済産業省告示第百七十一号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第七十四条の規定に基づき登録安全管理審査機関の審査の業務の一部を休止する届出があったので、同法第百十二条の二第三号の規定に基づき、公示する。

平成二十七年八月二十八日

経済産業大臣　宮沢　洋一

名称	主たる事務所の所在地	休止日及びその期間	休止する審査業務の範囲
ロイド・レジスター・ジャパン有限会社	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目三番一号クイーンズタワーA	平成二十七年八月二十九日から平成三十年八月二十八日まで	一　使用前安全管理審査 二　溶接安全管理審査 三　定期安全管理審査 （平成二十七年三月三十一日までに審査の申請のあったものを除く。）

○経済産業省告示第百七十二号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十七年経済産業省告示第百五十三号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の事由及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成二十七年八月二十八日

経済産業大臣　宮沢　洋一

事由名	地域	指定の期間
平成二十七年大涌谷周辺における火山活動	神奈川県	平成二十七年七月二十二日から平成二十七年十一月二十七日まで
	箱根町	
	小田原市	
	真鶴町	
	湯河原町	

○国土交通省告示第九百六十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月二十八日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
九州横断自動車道長崎大分	大村市木場一丁目八四四番四から同市二丁目七六二番一　六まで	平成二十七年八月三十一日　十五時

○原子力規制委員会告示第七号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の二十六の二第一項の規定により、平成二十七年八月十九日次のとおり特定容器等の型式の設計について型式証明した。

平成二十七年八月二十八日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

型式証明の番号	特定容器等の種類	特定容器等の名称及び型式	特定容器等を使用することができる使用済燃料貯蔵施設の範囲又は条件	型式証明を受けた者又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
J-0015001	金属製の乾式キャスク	MSF-52B型	特定容器等の型式証明書に記載のとおり。	三菱重工業株式会社　東京都港区港南二丁目16番5号　取締役社長　宮永　俊一

○東北地方整備局告示第百四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十八日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里一丁目一二三番一から同町吉里吉里三丁目二一〇番五まで	前	一一・八六～三九・四八	〇〇・七四九
	後	一九・六七～八一・三二	〇・七四九

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第百四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十八日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
大館市出川字上野一四番一から同市商人留字坂下五二番一まで	前	一一・二〇～四〇三・七五	八・八七七
	後	一一・二〇～四〇三・七五	八・八七七

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所